

大阪広域水道企業団職員の旅費の特例に関する規程を公布する。

平成28年4月22日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第6号

大阪広域水道企業団職員の旅費の特例に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、平成28年熊本地震に係る災害応急対策、災害復旧その他これらに関連する業務（以下「災害応急対策等」という。）のために出張する職員の旅費に関し、大阪広域水道企業団職員の旅費に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第26号。以下「旅費規程」という。）の特例を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程の用語の意義は、旅費規程の定めるところによる。

(災害対策旅費)

第3条 職員が、災害応急対策等のため、熊本県その他企業長が別に定める地域（以下「被災地域」という。）に出張した場合（被災地域に滞在する場合に限る。）は、旅費規程に定めるもののほか、災害対策旅費として1日につき3,970円を支給する。

(同一地域内の旅行の旅費)

第4条 被災地域内の旅費規程第10条第1項に規定する同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃及び車賃は、支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額の旅費を支給する。

(1) 同一地域において、鉄道100キロメートル、水路50キロメートル又は陸路25キロメートル以上の旅行の場合 旅費規程第13条、第14条又は第16条の規定による額の鉄道賃、船賃又は車賃

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、公務上の必要その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が1,100円を超える場合 その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃

2 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道4キロメートル、水路2キロメートルをもってそれぞれ陸路1キロメートルとみなして、前項第1号の規定を適用する。

(災害対策旅費の支給の制限)

第5条 第3条の災害対策旅費は、被災地域に係る地方公共団体から、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第19条に規定する災害派遣手当を支給される職員には、支給しない。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事

項は、企業長が定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行し、平成28年4月14日から適用する。
(この規程の失効)
- 2 この規程は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。